

令和6年度 1号認定 募集要項

社会福祉法人 金努福祉会

ゆたかこども園



1.施設情報

運 営	社会福祉法人 金努福祉会			
施 設 名	公私連携幼保連携型認定こども園 ゆたかこども園			
所 在 地	豊見城市字豊見城 601 番地 2			
TEL/FAX	TEL 098-850-2700 ・ FAX 098-850-2710			
利用定員	3 歳児(10 名)	4 歳児(15 名)	5 歳児(20 名)	合計 45 名

2.対象児童(教育を必要とする、次の年齢に該当する児童)

3 歳児クラス	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生まれ
4 歳児クラス	平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日生まれ
5 歳児クラス	平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 4 月 1 日生まれ

3.申込から入園までの流れ

①募集要項配布	令和 5 年 10 月 4 日(水)～
②申込受付期間	令和 5 年 10 月 10 日(火)～令和 5 年 10 月 31 日(火) ※土日祝除く 午前 9 時～午後 5 時
③利用調整(選考)	令和 5 年 11 月
〈選考基準/優先順位〉	利用定員を上回る場合、次の優先順で選考を行います。 但し基準に照らし合わせて優劣がつかない場合は抽選とします。 1.在園児 2.在園児のきょうだい児 3.年間を通して教育時間を必要とする児童 4.統括園長が必要と認める者 5.連携施設 6.ゆたか小学校区内在住 ※定員に漏れた方についてはキャンセル待ちとなります。
④内定通知	令和 5 年 11 月下旬ごろ ※内定通知および面談等に必要な書類を送付いたします。
⑤説明会および面談	令和 6 年 1 月中旬～2 月 ※継続園児:説明会および面談等はありません。 ・お子さんの健康状態や発達の状況などについて面談時に詳しくお聞かせください (入園対象児童と一緒に面談となります) ・本園の運営方針・保育方針をご説明いたします。ご説明を受けたいうえで入園決定となります。
⑥入園決定	説明会・面談終了後 ※面談の結果を踏まえ、入園決定した児童の保護者に対して決定通知を送付いたします。

※内定後、入園までに保護者又は対象児童が申込資格を満たさなくなった場合は、原則として内定等を取り消します。

※心身に障がいを持ち(特別児童扶養手当受給者、障がい者手帳・療育手帳の所持者等)かつ審査会にて施設への入園が可能と判断された児童について、施設の受け入れ体制が整わない場合、入園保留になる場合があります。

4.教育保育時間

教育標準時間	(月～金) 8:00～13:30 まで
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日・慰霊の日(6/23)・年末年始(12/29～1/3)・園長が必要と認めた日
教育期間外 (長期休業期間)	夏季休業期間:7月21日～8月31日 ・ 秋季休業期間:10月9日～10月12日 冬季休業期間:12月26日～翌年1月5日 ・ 春季休業期間:3月24日～4月6日 ※長期休業期間はゆたか小学校と合わせるため、日程が変更となる場合があります。

5.預かり保育事業

		平日 (8:00～13:30)	教育期間外 (長期休業期間)	土曜日
1号認定	日額	①13:30～14:00 / 200円 ①13:30～18:00 / 500円	①8:00～13:30 / 800円 ②8:00～18:00 / 1,300円	①8:00～13:30 / 800円 ②8:00～18:00 / 1,300円
	月額	7,000円		※月額なし

		平日	教育期間外 (長期休業期間)	土曜日
新2号認定 ※1号認定のうち、 市から施設等利用給付認定を 受けた方		7:30～18:30	7:30～18:30	①7:30～13:30 / 350円 ②7:30～18:30 / 850円 ※月額なし
		0円 ※		
		就労等の理由で18:30～19:00の保育を利用する場合には、 別途料金が発生します。(30分・200円)		

※新2号認定は、日額450円分を無償化した金額を記載しています。

※新2号認定を希望される方は、3ページ8.(3)で該当する事由の書類を追加提出してください。

6.利用者負担について

保育料	令和元年10月から無償化に伴い 無料	
預かり保育料	5.預かり保育事業に記載	
給食費	新2号認定 1号認定・預かり保育(月額利用の場合)	月額6,000円 ※おやつ代含む
	1号認定・預かり保育(日額利用の場合)	月額5,500円
	※住民税所得割額77,101円未満の世帯の子ども、第3子以降の子ども(小学校1～3年生および認可保育所等に入所する兄弟が2人以上いる場合)については、 月額1,000円 ※給食費の算定は、豊見城市・居住市町村の算定事務に沿って行われます。	
教材費・衛生費等(月額)	1,000円 (園外保育の際の車両費・施設利用料・折り紙・画用紙・観劇・衣装代・イベント時のプレゼント代など)	
その他(都度)	必要に応じて実費徴収いたします。その都度お知らせいたします。	

※費用については、日割計算を行いませんのであらかじめご了承ください。

※料金が一部変更となる場合があります。ご了承ください。

7.利用料等の納付について

原則として、口座振替となります。振替日:毎月17日(※土日祝の場合、翌営業日)

(口座振替手数料110円と併せて振替させていただきます)

・口座振替が可能な金融機関:沖縄銀行・琉球銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫・沖縄県労働金庫・沖縄県農協・ゆうちょ銀行

〈口座振替ができなかった場合〉

・再振替ができないため、指定口座への振込となります。(振込手数料:保護者負担)

・給食費等を滞納すると次年度の入園に関して継続できない可能性があります。

8. 申込に必要な書類について

(1) 共通書類(全員) (子ども1人につき1部)

No.	必要書類
1	教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書(1号認定用)
2	入園(利用)申請書
3	重要事項確認書
4	親子健康手帳の写し(1歳半・3歳各健康診査結果ページ※新入園児のみ)

(2) 世帯状況確認書類(次のいずれかに該当する世帯のみ・世帯につき1部)

No.	必要書類	備考
1	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
2	ひとり親世帯	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ①児童扶養手当受給者証書 ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証 ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本
3	ひとり親に準ずる世帯	離婚調停、裁判関係の証明となる書類
4	在宅障がい者(児)のいる世帯	以下の①～③いずれかの写しひとつ ①身体、精神障害者手帳 ②療育手帳 ③特別児童扶養手当証書
5	令和5(6)年1月1日時点で豊見城市に住所が無い方	令和5(6)年度 住民税所得課税証明書 ※副食費免除判定に必要な書類 (令和5年度:4月～8月分、令和6年度:9月～3月分)

(3) 新2号認定を受けるための必要書類 (※すでに認定をうけている方は提出不要となります)

○子育てのための施設等利用給付認定申請書(指定様式)・・・子ども1人につき1部

○〈保育の必要性〉を確認できる書類(※下記参照)・・・保護者(父母)1部ずつ

	具体的な状況		必要書類	認定可能期間
就労	就労している場合 (月64時間以上 就労していること)	雇用されている方 (会社員、公務員、派遣等)	就労証明書	就労期間中
		自営業 (協力者含む)	就労証明書+①～③のいずれかひとつ ①仕事内容が分かる資料(開業届、営業許可証等) ②直近3カ月の売上が分かる資料(給与明細、通帳等) ③最新の確定申告書等	
妊娠・ 出産	妊娠中であるか、又は出産後間もない場合		親子(母子)健康手帳の分娩予定日 記載ページの写し	出産予定月の 2ヵ月前～生後3ヵ月 に達する月の末日
疾病・ 障がい	保護者が病気や負傷、障がいがある場合	疾病	診断書(保護者・同居者用)	療養期間中
		障がい	以下の①②いずれかひとつの写し ①身体・精神障害者手帳 ②療育手帳	
介護・ 看護	障がいのある親族を常時介護・看護している場合		介護・看護申立書+①～④のいずれかひとつ ①診断書 ②療育手帳の写し ③身体・精神障害者手帳の写し ④介護保険被保険者証の写し	介護・看護期間中
災害 復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあつ ている場合		罹災証明書等の被災を確認できる資料	復旧期間中
求職 活動	求職活動を継続的に行っている場合 起業準備を行っている場合		求職活動申立書	原則3カ月
就学	大学・専門学校・職業訓練校等に在学している場合 ※自動車教習所、習い事等は該当しません。		以下の①②のすべて ①在学証明書又は入学許可証等 ②授業日数等が確認できる資料	就学期間中
社会的養護	虐待やDVのおそれがある場合		保育こども園課へ問い合わせください	市長が認める期間
育児 休業	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもが いて、継続利用が必要である場合 ※育児休業制度に該当しない育児のための休暇を含む		「就労」と同じ ※みなし育児の 場合は、「育児休業申立書」	育児対象児童が 2歳になる月末

※ 部分は、所定様式となります。(書類が必要な方は、当園までご連絡ください。)

※ 提出頂いた書類は、適正な算定をおこなうため、居住地町村に提出いたします。ご同意の上、お申込みください。

※ アレルギー疾患をお持ちの児童は医療機関が交付する診断書などの提出をお願い致します。

(新2号を申し込みする方への注意事項)

施設等利用給付認定後に、退職・転職・就職内定・復職・市外へ転出・家庭の状況変化など、状況が変わった場合は書類提出が必要となりますので、速やかにお声かけ下さい。

※届出をしないまま後日認定事由に該当していないことが判明した場合、事由発生日まで遡って給付費の返還を求める場合があります。

9 その他

この要項に定めることのほか、児童の選考に必要な事項については、ゆたかこども園が別に定めます。

教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書

□兄弟姉妹申込み有り

(1 号 認 定 用)

年 月 日

豊見城市長 殿

保護者氏名

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定及び施設利用を申し込みます。

1 申請子ども	氏名	性別	生年月日	住所		
	ふりがな	男・女	年 月 日	連絡先（優先順）		
			4.1 時点の年齢(歳)	①	-	-
				②	-	-
現在の保育状況			健康状況			
<input type="checkbox"/> 認可保育園・こども園を利用 (施設名:) <input type="checkbox"/> 認可外保育施設を利用 (施設名:) <input type="checkbox"/> 保護者が自宅で保育 <input type="checkbox"/> 保護者が自宅外(勤務先等)で保育 <input type="checkbox"/> 祖父母等の親族が保育 <input type="checkbox"/> 親族以外が保育 <input type="checkbox"/> その他 ()			①食物アレルギー <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () ②病気や発達で気になる点を記入してください。 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容:)			
			③心身障がい <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (身障/療育/特児/通所受給証明)			
			④発達支援保育の希望 <input type="checkbox"/> 希望しない。(※) <input type="checkbox"/> 希望する。 ※「希望しない。」の場合でも、③に該当のある子どもは、豊見城市発達支援保育審査会にて審査を受けて頂く必要があります。			
2 世帯員の状況 (申込子ども以外)	氏名	続柄	生年月日	居住状況	勤務先又は学校名	備考
		父	年 月 日	同・別		【世帯状況】 <生活保護世帯> <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり <ひとり親世帯> <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり <在宅障がい者等がいる世帯> <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり ※該当ありの場合は別途書類の提出が必要となります。
		母	年 月 日	同・別		
			年 月 日	同・別		
			年 月 日	同・別		
			年 月 日	同・別		
			年 月 日	同・別		
		年 月 日	同・別			
3 利用希望	期 間	年 月 日 ~ 年 3 月 31 日(期間の最終日付は年度末で記入ください。)				
	施設名					
	預かり保育の利用 ※実際の利用は利用施設への申込が必要です。	<input type="checkbox"/> 利用希望しない。 <input type="checkbox"/> 利用希望する。 ※預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定(施設等利用給付認定[新2・3号])」を受ける必要があります。※既認定者は不要。				

※「2 世帯員の状況 (申込子ども以外)」は、保護者及び子どもと同居している方全員を記入してください。

保育所等との併願状況 ※上田こども園希望者のみ記入	<input type="checkbox"/> なし・・・教育利用(1号認定)のみ希望 <input type="checkbox"/> あり・・・併願 ➡ <input type="checkbox"/> 教育(1号)を優先希望 <input type="checkbox"/> 保育(2号)を優先希望
------------------------------	--

※保育所等とは、認定こども園(保育部分)、保育所、地域型保育事業所(小規模・事業所内等)をいいます。利用希望の場合は、別途申込み手続きが必要です。

《 市 記 入 欄 》

受 付 印	チェック①	チェック②	(メモ)	優 先 順
	/	/		<input type="checkbox"/> 校区内 <input type="checkbox"/> 在園きょうだい <input type="checkbox"/> 校区外
	(不備書類等)			抽選番号
				備 考
				<input type="checkbox"/> 申込取下げ (/) <input type="checkbox"/> 利用辞退 (/) <input type="checkbox"/> その他 ()

4 世帯状況申立書等（任意）

5 個人番号（マイナンバー）記入欄

1月1日時点 住所があった市町村（ ）													
氏名	続柄	個人番号（マイナンバー）											
	本人												
	父												
	母												

※個人番号（マイナンバー）の記入が困難な場合、最新の市町村民税所得課税証明書の提出が必要です。

※世帯状況により同居の祖父母の個人番号が必要となる場合があります。

同意事項

1 個人情報の利用目的

豊見城市長（以下「市長」という。）は、申請子ども、保護者又は扶養義務者の個人情報を申請子どもに係る支給認定証交付、利用調整事務、保育料等の決定・徴収事務のために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、これらの目的以外には利用しないこととする。

※子ども・子育て支援法（参考）

第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 個人情報の収集方法

- (1) 子ども、保護者又は扶養義務者の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写
- (2) 保護者又は扶養義務者の課税状況に関して住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
- (3) 保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取、資料提供依頼
- (4) 保護者又は扶養義務者の世帯状況・課税状況に関して他市町村に対し必要な書類の提供依頼

3 個人情報の第三者提供

市長は次の場合に限り、子ども及び保護者又は扶養義務者の個人情報を第三者に提供することができることとする。

- (1) 特に必要が認められる場合において、教育・保育施設へ次の個人情報を提供するとき。
 - ① 氏名、生年月日、連絡先等の施設利用申込書等及び添付資料に記載された個人情報に関する事。
 - ② 保育料等に関する事。
- (2) 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合において、当該公的機関へ提供するとき。
- (3) 子どもが給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
- (4) その他、市長が必要と認める場合

4 その他

- (1) 申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合は、教育・保育給付認定の取り消し及び教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収します。
- (2) 提供された個人番号（マイナンバー）について、支給認定に関する事務、保育の実施に関する事務及び保育料等の決定・徴収事務等に利用することがあります。

上記のとおり、取り扱うことに同意します。

氏 名 (続柄:) 氏 名 (続柄:)

氏 名 (続柄:) 氏 名 (続柄:)

重要事項確認書

次の項目をよくお読みになり、署名・または記名押印の上申込書と一緒に提出をお願いします。

○入園申込み・選考について

1	「ゆたかこども園1号認定園児募集要項」及びその他関係書類に関しては全てお読みになり、理解したものと して対応します。
2	こども園は面積、保育士数、保育状況等により受入人数が決まります。 退園等により空きがある場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入園できるとは限りません。
3	入園希望施設について、事前に見学し教育・保育内容を理解した上で申込みしてください。
4	3歳児クラスの入園において、入園希望月1日時点で受入月齢に達していることが必要です。
5	給食費や保育料、教材費等に未納のある世帯については、次年度のこども園等入園に関して継続できない可能性 があります。
6	入園申込み後、家族状況・勤務状況等に変更があった場合は速やかにご連絡ください。申込内容が事実と異な ると判明した場合は、選考対象から外れたり、入園の内定又は決定を取り消すことがあります。
7	入園選考は締切日までに提出された書類をもとに選考基準に基づき審査を行い、教育時間を必要とする程度の 高いものから順位決定します。期限後に提出された書類は、次回の選考からの審査対象となります。
8	入園の内定又は決定後であっても、利用施設での面談及び健康診断等により、集団保育に適さないと判断され た場合は、入園できないことがあります。

○入園について

1	新2号を育児休業からの復帰を理由に申し込んだ方は入園月の翌月20日までに復職する必要があります。 復職が出来ない場合、1号となります。
2	新2号を求職中で申請した場合の入園期間は3ヵ月です。期間内に勤務証明書等の提出がない場合は1号とな ります。
3	世帯の状況が変わった場合は、その都度ご連絡ください。届け出がない場合、判明した時点で1号又は途中退 園となることがあります。(勤務状況の変更、退職、求職等)
4	特別な事情なく1ヵ月以上こども園を利用していない場合、教育時間等を必要とする事由に該当しないとして、 退園となります。
5	入園日は月初日とし、退園は月末日までの在園となります。

○給食費等について

1	年度途中で世帯状況が変わり給食費が変更となる場合、その日の属する月の翌月の初日から(その日が初日の 場合は初日)給食費の変更を行います。(生活保護受給、婚姻、離婚、障がい世帯への変更等)
2	所得の修正申告があり、市民税額が変更された場合は年度内に限り、遡及して給食費の変更を行います。
3	祖父母等と同居している世帯の場合、祖父母等の課税額を合算し給食費を決定することがあります。
4	前年度及び当該年度の1月1日時点で豊見城市に住所がない保護者は、市民税額が確認できる資料(所得課税 証明書等)の提出が必要です。また、住所はあるが未申告の保護者については、税務課等で申告する必要があ ります。給食費の減額算定時に課税情報が確認できない場合、給食費を基準額で決定します。
5	納付期限を過ぎて給食費等が未納となっている場合は児童手当より給食費等を徴収します。
6	3歳児以上の児童については、利用料は無償となりますが別に給食費等の負担があります。
7	休日の預かり保育について、給食や人員配置が必要なことから、キャンセルの場合は返金できません。

○その他

1	支給認定申請に当たって、4月入所は認定事務が集中し、審査に時間を要することから、支給認定証の交付は 入所選考の結果とともに3月頃に通知します。
---	--

以上のことについて確認し、了承しました。

令和 年 月 日

保護者名